

1. 子育て支援について

(1) 子どもの医療費助成制度の対象を自己負担なし、所得制限なしで中学卒業まで拡大してください。また、医療費は「窓口負担なし」となるようにしてください。

A：現在、子ども医療費の助成については、県が就学前までの子どもについては無料とし、小学校1年生～小学校3年生までのお子さんの通院費用を1医療機関500円で利用できるようにしております。また、入院についても、500円で1ヶ月4,000円を上限として利用できます。これに加えて、あわら市では小学校4年生～中学校3年生までを対象として県と同様に500円で通院・入院を利用できるように助成を拡大して実施しております。

自己負担なしについては、まず県の制度拡充をお願いしております。また、所得制限なしについては、制限を設けておりません。

次に「窓口負担なし」については、単独の市町だけで実施した場合、医療機関の混乱を招く恐れがありますので、県下一斉の実施が必要かと思いますが、この事についても、県への制度拡充をお願いしていきます。

(2) ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。②また、申請の受付は、学校だけでなく市町の窓口でも受付してください。

A①：就学援助制度の対象等について

あわら市就学援助費支給要綱第3条において、受給資格は、あわら市に住所を有し、かつ居住している児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当し、あわら市教育委員会が認定した者となっている。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 要保護者に準じる程度に困窮していると認める者（当該年度において、次に掲げる事由に該当する者。以下「準要保護者」という。）
 - ア 生活保護法に基づく保護が停止又は廃止された者
 - イ 市民税が非課税又は市民税が均等割額のみ課税の世帯に属する者
 - ウ 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている者
 - エ 天災等特別の事情により市民税の減免を受けた者

あわら市では、他市町のように生活保護基準の〇倍未満認定等とは明記していないが、上記の考え方では生活保護基準の1.0倍未満となるものと考えられる。

基準の1.3倍以下の世帯までの引き上げを要請されているが、今後他市の状況を参考にしつつ検討したい。

A②：申請の受付について

市の窓口でも受付は可能ではあるが、当該児童又は生徒の学校長の意見が必要